

議第84号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表備考5を次のように改める。

5 次のいずれかの地区等に存する電柱及び電話柱（それらの支柱類を含み、周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）並びに線類のうち共架電線その他上空に設けるものの占用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

- (1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区
- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区
- (4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区
- (6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域（同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例の規定は、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まる占用に係る占用料のうち、施行日から平成31年3月31日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

道路における電柱等に係る占用料のうち、京都市眺望景観創生条例に規定する事前協議区域にある視点場に存する周辺の景観と調和した彩色を施していない電柱等に係る占用料について、その額を2倍の額とする必要があるので提案する。